

障害福祉サービス事業所稚内第一木馬館工賃支払規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人稚内木馬館が設置する障害福祉サービス事業所稚内第一木馬館（以下「事業所」という。）において実施する指定就労継続支援B型の利用者が生産活動に従事した場合に支給する工賃の支払に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「工賃」とは、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額をいう。

(工賃の額)

第3条 工賃の額は、1時間につき160円とする。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(工賃の支給日)

第4条 工賃の支給日は、翌月の10日とする。ただし、その日が事業所の営業日でないときは、前日を支給日とする。

(備付諸帳簿)

第5条 工賃の支払状況を記録整理するため、次に掲げる簿冊を備えるものとする。

- (1) 作業出勤簿
- (2) 工賃支給台帳

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行し、平成28年7月10日に支給する工賃から適用する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行し、令和元年6月分の工賃から適用する。